

外国人研究者の受入れにおける在留資格認定証明書交付申請について

外国人研究者が、研究のため日本に6ヶ月以上*滞在するためには、「在留資格認定証明書交付申請」を入国管理局にて行う必要があります。

研究者と佐賀大学の間雇用関係が発生する場合、「教授」の身分となり、客員研究員等佐賀大学との雇用関係がないまたは無給の研究員等である場合は「文化活動」の身分となります。

この「在留資格認定証明書」を現地の大使館・領事館へその他の書類と一緒に提出することでビザを取得します。

なお、申請してから許可が下りるまでに3週間～1ヶ月かかり、原本を本人に郵送しなくてはならないので、来日2～3ヶ月前に手続きをお願いいたします。

*ビザ不要の国であれば、ビザ無しで滞在が許される期間内で滞在可。6ヶ月までであれば、短期滞在ビザ（この場合は在留資格認定証明書の申請ではなく、身元保証書、招聘理由書、滞在日程表等を送付し、自国の大使館または領事館でビザ申請をしてもらう）の延長でも可。

1) 以下の書類をそろえる。

【在留資格「教授」の場合】

①在留資格認定証明書交付申請書

（所属機関等作成用は各部局総務が作成します。申請人等作成用を作成後、部局総務に提出ください。）

②写真1枚（40mm×30mmサイズ）〈申請書に添付〉

③大学又は受入部局等が作成する、申請人の大学等における活動の内容、期間、地位及び報酬を証明する文書 1通（常勤職員の場合不要）

④パスポートのコピー（顔写真のページ）

⑤返信用封筒（404円切手貼付 定形25gまで 簡易書留）

（460円切手貼付 定形外50gまで 簡易書留）

【在留資格「文化活動」の場合】

①在留資格認定証明書交付申請書

（所属機関等作成用は各部局総務が作成します。申請人等作成用を作成後、部局総務に提出ください。）

②写真1枚（40mm×30mmサイズ）〈申請書に添付〉

③申請人の日本での具体的な活動の内容、期間を明らかにする資料 1通

（客員研究員受入証明書や調書等）

- ④ 申請人が日本に在留した場合の経費支弁能力を証する文書
(奨学金等の証明書や所属大学からの給与証明等)
- ⑤ パスポートのコピー (顔写真のページ)
- ⑥ 返信用封筒 (404 円切手貼付 定形 25g まで 簡易書留)
(460 円切手貼付 定形外 50g まで 簡易書留)

在留資格認定証明書交付申請書は、以下からダウンロード可能です。

<http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1.html>

2) その書類を福岡出入国在留管理局佐賀出張所に提出する。

840-0801 佐賀市駅前中央 3-3-20 佐賀第 2 合同庁舎 6 階

Tel: 0952-36-6262 (月～金 9:00-16:00)

先生が申請される場合は、先生の身分証明書として保険証及び運転免許証を提示ください。

3) 在留資格認定証明書が入管から送付されてきたら、本人へ送付する。

問い合わせ先：学術研究協力部 国際課 山田

Email: si4016@cc.saga-u.ac.jp

内線：8169